

1 審査申出の趣旨

令和元年5月14日付けで総務大臣（以下、「相手方」。）が泉佐野市について地方税法37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定をしなかったこと（以下「本件不指定」という。）は違法又は泉佐野市の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であるから、相手方は本件不指定を取り消し泉佐野市について同法37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定をするべきであるとの勧告を求める。

2 審査申出の理由

(1) 地方自治法247条3項・法的効力を遡及させているのと同じ

同法は、「国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」と規定している。相手方は、平成31年3月27日の法改正までの間に、「通知」をもって返礼品の品目や返礼品割合などを制限しようとしていたが、その通知は「技術的助言」に過ぎず、そもそも法的な拘束力はない。それにもかかわらず、技術的助言に従わなかったことを理由に、指定団体から外す措置を取るのには、要するに、技術的助言に法的拘束力を持たせ、或いは法的効力を過去に遡及させて、その当時、相手方の思惑通りに動かなかったことをもって不利益を科していることにほかならず、地方自治法に反する。

(2) 返礼品を送らないという申請をしているのに不適格だという理由が不明

泉佐野市は、今回のふるさと納税の申出において、返礼品は出さないという前提で申出を行った。それにもかかわらず、かつて相手方の「通知」に従っていなかったから適格性を欠くとされたのである。しかし、法律は、法改正後の基準（地場産品に限るとか、返礼割合は3割以内とするとか）を遵守することを地方団体に求めているのであり、返礼品に関するかつての「通知」を遵守したかどうかを問うのは法の趣旨からして根本的におかしい。また、そもそも返礼品を取り扱わないと言っている泉佐野市について、かつての返礼品の取り扱いが不当だということを理由に、団体指定をしないというのは、合理性を欠く。

(3) 法の趣旨とは

相手方は、泉佐野市が地方税法の趣旨に反する方法で寄附の募集をしたとする。しかし、法の趣旨なる概念は、今回の法改正の際に相手方が出した「告示」によってはじめて定義づけられたものであり、もともと明確な概念ではなかった。ふるさと納税の創成期に遡ると、納税者のふるさとを思う気持ちやお世話になった先に納税したいという自己決定を尊重するというだけでなく、「都市部と地方の格差是正」や「自治体間の自由競争の推進」といった趣旨目的があった。相手方の告示は、それら地方団体側から見た趣旨や目的を隠しており、それらの観点からみれば、泉佐野市がこれまで行ってきた方法は、決して制度創成当時の制度趣旨に反するものではない。

(4) 単なる制裁

結局のところ、相手方が定めた「告示」による団体指定の基準は、法的拘束力がない「通知」に実質的には拘束力を持たせ、それを遵守しなかった地方団体について、「今後」法の趣旨や要件を守るかどうかを無視し、「過去」の「行い」だけを見て（適法な行為をしているのに）、ペナルティ・制裁を科しているに等しい。法改正によって、一定の制限や方向性を定めそれに従わせるということは、何ら不当ではない。しかし、法的拘束力のないはずの通知をもって地方公共団体をコントロールしようとし、それに従わない地方団体にペナルティを科すというのは、地方公共団体の自治という概念を不当に踏みこむ対応だと言わざるを得ない。

(5) 付与された裁量逸脱

地方税法が付与した指定にかかる基準設定の権限に基づき、相手方は地方団体の指定基準を定めたが、その基準は違法・不当であり、相手方には権限の濫用・逸脱があるので、直ちに是正されるべきである。

以上